

契約管財課

少額随意契約の基準額の引上げについて

1 経緯

地方自治体が行う工事や財産の買入れ等の契約のうち、予定価格が地方自治法施行令で定める基準額の範囲内で、かつ、地方自治体の規則で定める額（港区は港区契約事務規則で規定）を超えないものについては、随意契約（以下「少額随意契約」といいます。）が可能です。

今般、国は、物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年4月1日を施行日として、地方自治法施行令を改正し、基準額を引き上げました。

2 区の対応

少額随意契約の基準額については、改正前の地方自治法施行令の基準額と同額に設定していましたが、近年の労務単価や資材費など物価の高騰、業務の効率化及び小規模事業者の受注機会の確保の観点から、区においても、改正後の地方自治法施行令の基準額と同額に引き上げます。

3 引上げの内容

（1）少額随意契約の基準額

契約の種類に応じて、以下のとおり基準額を引き上げます。

契約の種類	現行	改正後
一 工事又は製造の請負 (例：街路灯や道路の維持、計画書の印刷・製本)	130万円以下	200万円以下
二 財産の買入れ (例：事務用品の購入)	80万円以下	150万円以下
三 物件の借入れ (例：タブレット端末や車両の賃貸借)	40万円以下	80万円以下
四 財産の売払い（例：放置自転車等の売却）	30万円以下	50万円以下
五 物件の貸付け（例：駐車場の貸付）	30万円以下	30万円以下
六 一～五以外のもの (例：アンケート調査業務委託、システム改修業務委託)	50万円以下	100万円以下

※これまで少額随意契約の基準額と同額に設定していた、工事や物品の購入等の制限付一般競争入札、業務委託契約における特別簡易型総合評価方式及び公共工事の前払金等の対象範囲、各課契約（契約事務を各課長に委任している契約）に係る基準額についても、併せて引き上げます。

(2) 適用日（港区契約事務規則の一部改正の施行日）

令和7年5月1日（木）

4 効果

(1) 小規模事業者の受注機会の確保

地域経済の活性化を目的として、入札参加資格を有しない区内中小事業者が区の契約に参加し、受注機会を確保できるよう、少額随意契約を優先的に発注する小規模事業者登録制度を設けています。

少額随意契約の基準額を引き上げることで、小規模事業者登録制度を活用した契約の受注機会が拡大されます。

<参考>小規模事業者登録の相手方との契約実績※

年 度	契約件数	契約金額
令和6年度	3,288 件	804,889,603 円
令和5年度	3,719 件	691,422,819 円
令和4年度	3,512 件	474,706,191 円
令和3年度	3,721 件	476,100,776 円
令和2年度	3,917 件	433,073,967 円

※契約実績には入札参加資格のある事業者は含まれていません。

(2) 契約締結に要する期間の短縮

契約締結に要する期間は、少額随意契約以外の契約では3～4週間程度、少額随意契約では1週間程度のため、少額随意契約の範囲が拡大することで、契約締結に要する期間が短縮され、事業実施の前倒しや履行期間の十分な確保などを見込むことができます。

なお、少額随意契約以外の契約のうち、約1割の223件が少額随意契約となる計算です。

<令和6年度実績に基づく契約数の試算>

	改正前	改正後
少額随意契約	19,625 件	19,848 件
少額随意契約以外の契約	2,236 件	2,013 件

5 適正な契約事務等の徹底

少額随意契約については、港区契約事務規則において、各課長に契約事務を委任しています。基準額を引き上げることで、各課長の契約締結権限が拡大されるとともに、年度途中での運用が変更となることから、各課には適正な契約事務の徹底を周知しました。

また、小規模事業者の受注機会を確保するため、あらためて、各課には小規模事業者登録をしている相手方との契約の優先を徹底するよう周知しました。

6 今後のスケジュール

令和7年4月25日（金）

区ホームページで事業者向け周知

5月 1日（木）

改正規則等施行